

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（オプションサービス）	2
第6条（利用契約の単位）	3
第2章 サービスについて	3
第7条（機器）	3
第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）	3
第9条（ACASチップについて）	4
第3章 雑則	4
第10条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）	4
第11条（放送内容の変更）	4
第12条（損害賠償の免責および特約事項）	4
付則	5
● 「マンションタイプTV2年コース」に関する特約	5

イツコムひかり テレビジョンサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイツコムひかり テレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イツコムひかり テレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、BD-Hit Pot、USB接続型HDDおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit PotおよびBD-Hit Pot
ケーブルプラスSTB-2	セットトップボックス（専用チューナー）のうち、品番がC02ASシリーズのもの（以下「C+STB」といいます。）
USB接続型HDD	C+STBに接続可能なHDD
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
ACASチップ	4K・8K放送対応の受信機に内蔵されるICチップ
ビデオコンテンツ	当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送を提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
マックス plus、スタンダード plus、ミニ plus、マックス、スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用 TV コース（まいにち充実プラン）

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

4. イッツコム みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるサービスをいい、みるプラス 見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型サービスです。いずれも、別に定めるイッツコム みるプラス利用規約により提供するものとします。サービス品目の「マックス plus」、「スタンダード plus」、「ミニ plus」および「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」には、みるプラス 見放題パックプライムがあらかじめ含まれるものとします。

5. サービス品目の「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」の利用には、定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」の利用契約が必要です。

6. サービス品目の「マックス plus」、「スタンダード plus」、「ミニ plus」および「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」は、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織（個人事業主を含みます。）への提供は行わないものとします。

第5条（オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- (1) オプションチャンネル
- (2) 番組案内誌

2. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。なお、各サービス品目で申し込みができるオプションチャンネル種目は、イッツコムサービス料金表に定める通りとします。

オプションチャンネル種目
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツートネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHD およびグリーンチャンネル2 HD、KBS World HD、Mnet HD、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U.S. HD、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル

4. サービス品目の「マックス plus」、「マックス」、「スタンダード plus」、「スタンダード」または「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
マックス plus マックス	テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World HD、WOWOWプラス、日テレプラス
スタンダード plus スタンダード	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、日テレプラス

専用 TV コース (まいにち充実プラン)	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット
-----------------------	-----------------------------------

5. サービス品目の「マックス plus」および「マックス」では、サービス内容に番組案内誌があらかじめ含まれるものとします。
6. C+S T Bは前条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、「マックス plus」、「スタンダード plus」、または「専用 TV コース (まいにち充実プラン)」で提供するものとします。

第6条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第2章 サービスについて

第7条（機器）

- 加入者は、Hit Pot等またはC+S T Bの貸与を受けるものとします。なお、すでにHit Pot等を利用している加入者が「専用 TV コース (まいにち充実プラン)」を利用する場合は、機器の交換が必要となる場合があります。
2. C+S T Bの貸与1台につきUSB接続型HDDを上限8台まで購入可能とします。
 3. セットトップボックス（専用チューナー）には、CASカードが付属します。CASカードの取り扱いについては、次条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
 4. 加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス（専用チューナー）について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス（専用チューナー）の交換を請求できないものとします。
 5. セットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能（イッツコムみるプラス等のビデオコンテンツを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
 6. セットトップボックス（専用チューナー）は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。
 7. 第1項および第4項の規定により機器について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者が機器を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
 8. 当社は、加入者がC+S T Bの利用を継続している場合に限り、加入者が購入したUSB接続型HDDを当該HDDが発送された日から12ヵ月間保証するものとします。この保証期間内に故障が生じた場合、当社は加入者の責めに帰すべき事由である場合を除き、無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。また、当社が定める必要な措置を講ずる場合には、加入者は当該USB接続型HDDに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。ただし、4K放送に対応した機器を利用する場合はB-CASカードは付属しません。

2. C-CASカードを必要とするセットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、セットトップボックス（専用チューナー）の購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス（専用チューナー）1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス（専用チューナー）の解約または契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第9条（ACASチップについて）

ACASチップは、4K・8K放送に対応した機器に搭載されています。

2. 当社は、加入者によるデータの変更、追加および改ざん（以下「データの変更等」といいます。）を禁止するものとします。データの変更等による当社および第三者に及ぼされた損害は、加入者が賠償するものとします。
3. 当社は、ACASチップに対し放送を視聴可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、サービスを利用できるものとします。

第3章 雑則

第10条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第11条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

第12条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第10条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

2. 共通約款第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社WOWWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第42条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は、機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条（機器）第7項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該機器に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (3) 第7条（機器）第1項の規定にかかわらず、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者であって、STBを当社より購入または貸与を受け使用している加入者には、Hit Pot等を貸与せず、引き続き、その機器を利用することができます。
- (4) 加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- (5) 第5条（オプションサービス）第6項の規定にかかわらず、C+STBの利用には、イツコムひかり インターネットサービス契約約款、イツコムひかり アpartment加入条項・利用条項またはかつびMANSION LANインターネット利用サービス契約約款に定める「マンションタイプ 2ギガコース」、「マンションタイプ 1ギガコース」、「マンションタイプ 600メガコース」、「マンションタイプ 300メガコース」、「マンションタイプ 100メガコース」、「マンションタイプ 30メガコース」、「ホームタイプ 10ギガコース」、「ホームタイプ 2ギガコース」、「ホームタイプ 1ギガコース」、「ホームタイプ 300メガコース」、「ホームタイプ 30メガコース」、「かつびMANSION LANインターネット利用サービス」のいずれかの利用契約が必要です。
- (6) 基本サービス約款は、2025年1月1日より施行します。

● 「マンションタイプTV 2年コース」に関する特約

1. (申し込み)

イツコムひかり インターネットサービス契約約款「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」に関する特約に定める「マンションタイプ 600メガ2年コース」、「マンションタイプ 2ギガ 2年コース」、「マンションタイプ 1ギガ 2年コース」の加入者、または、ひかり お得パック・お得パック利用規約に定める「ひかり お得パック マンション2年プラン」、「ひかり お得パック マンション・スマートプラン」の加入者は、「マンションタイプTV 2年コース」の次のサービス品目を申し込むことができるものとします。なお、1加入者につき、料金表に定める月額利用料の最も高い品目のHit Pot等もしくはC+STB 1台分に対してのみ申し込みができるものとし、1加入者が当該「マンションタイプTV 2年コース」を複数申し込むことはできないものとします。ただし当社が認める場合に限り、STBを利用できるものとします。

サービス品目
マックス plus 2年コース、スタンダード plus 2年コース

2. (契約期間)

- (1) マックス plus 2年コースおよびスタンダード plus 2年コースの契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
マンションタイプTV 2年コース	2年

(2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料)

マックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、セットトップボックス(専用チューナー)のレンタル料が含まれるものとします。

4. (支払方法)

マックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5. (更新)

(1) マックス plus 2年コースまたはスタンダード plus 2年コースの契約期間が満了した場合、その契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者よりその契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

(2) 加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日がマックス plus 2年コースまたはスタンダード plus 2年コースの新たな契約開始日になるものとします。

6. (解約)

マックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの契約満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者がマックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。